

幼児教育無償化の実施について

(付議の要旨)

令和元年10月から実施される幼児教育無償化の世田谷区における実施内容について取りまとめたので、報告する。

1 主旨

国は、全世代型の社会保障制度の実現に向け、令和元年10月に予定されている消費税率の引上げによる財源の活用により、子育て世代や子どもたちに大胆に政策資源を投入し、少子化対策を一気に加速させる取組みとして、幼児教育の無償化を実施する予定である。

これを受けて、東京都では、同年10月から多子世帯に対する新たな支援や既存事業の再編など、無償化に合わせた支援策の拡充を図ることとしている。

先般、国会においても「改正子ども・子育て支援法」が成立されたことから、東京都の新たな取り組みも踏まえ、区への対応を取りまとめたので報告する。

2 国及び東京都における制度概要（「別紙1」参照）

3 無償化実施に伴う区の主な課題と対応

区は、無償化の実施にあたり、国の制度に則して行うことを基本とし、以下の課題については、下記のとおり対応する。

(1) 認可保育所等の食材料費の負担（「別紙2」参照）

10月からの無償化に伴い、認可保育所等を利用する2号認定子ども（3歳以上・保育）の食材料費の取扱いについては、保護者負担を基本とする。

ただし、主食費については、保護者の新たな経済的負担を避ける理由から、引き続き区が負担し、副食費の徴収にあたっては、国が免除対象とする「年収360万円未満世帯」から区独自に「年収760万円未満世帯」へと拡充することにより、保護者負担の低減を図る。

(2) 認可外保育施設（※）における無償化の範囲及び保育の質の確保（「別紙3」参照）

子どもの安全・安心が保障され、「子どもを中心とした保育」が区内の保育施設で実践されるといった、区がめざす「保育の質」を確保するため、指導監督基準を満たす施設に無償化の対象を限定するための条例の制定を検討する。

ただし、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設の利用者の中には、認可保育所等の申し込みをしたものの入園できずに施設を利用している方が一定程度見込まれることから、指導監督基準を満たしていない施設についても条例制定をめざす令

和3年4月のまでの間、経過措置として無償化の対象とする。

※国が無償化の対象とする認可外保育施設等は下記のとおり

認証保育所（保育室含む）、認証以外の認可外保育施設（基準を満たしていない施設は5年間の経過措置期間内は対象となる）、ベビーシッター、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業

(3) 未移行幼稚園の現行補助制度の見直し（「別紙4」参照）

国の制度導入による現行補助の増額及び、平均保育料まで負担軽減を図るという国と都の考え方に基づき、原則として、区の上乗せ補助については、月額1,000円とすることで、区内未移行幼稚園の平均保育料（月額28,500円）を上限に補助を行う。

4 規程の改正（「別紙5」参照）

無償化に伴う条例改正の提案は、第3回定例会において行う。合わせて、必要な規則、要綱、要領など関係規程の改正を行う。

5 区民等への周知

(1) 区のおしらせ

令和元年8月1日号（1面）で、幼児教育無償化の制度概要や相談窓口等について周知する。

(2) 対象者あて通知

令和元年8月上旬に、施設等利用給付認定の手続き等を示した通知を発送する。

6 所要経費（「別紙6」参照）

令和元年度中の支払いについては補正予算（第2回定例会）で対応する。

7 今後のスケジュール（予定）

令和元年 6月 第2回区議会定例会（補正予算案の提案）

令和元年 8月 区のおしらせ
対象者あて通知

9月 第3回区議会定例会（条例改正の提案）

10月 条例・規則施行
幼児教育無償化実施